

組織改正及び法律制定について(御報告)

令和7年3月

経済産業省

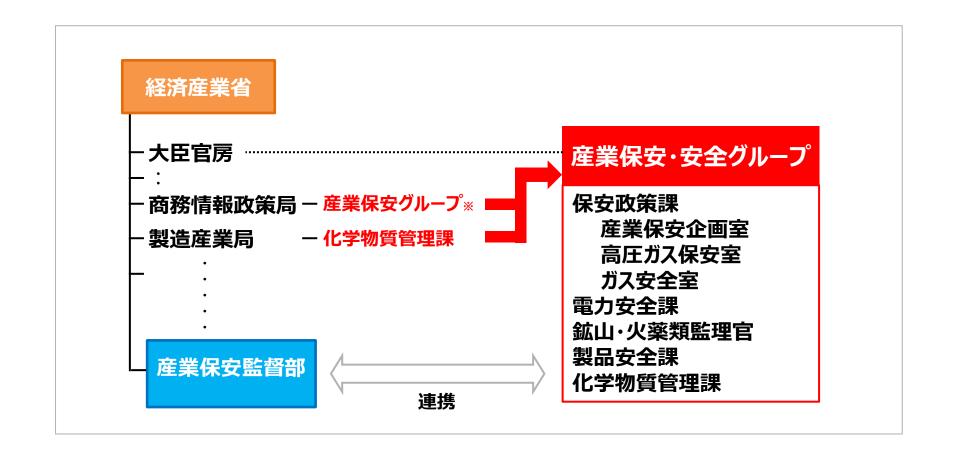
産業保安・安全グループ

1. 組織改正

2. 法律制定

「産業保安・安全グループ」の発足

- 令和6年7月の組織改正に伴い、製造産業局に所属していた<u>「化学物質管理課」</u>が産業保安グループ プに加わり、<u>「産業保安・安全グループ」として大臣官房直下</u>に移転。
- 全国各地に所在する**産業保安監督部と連携**し、各種法令に基づく制度設計・執行・改善等を実施。



1. 組織改正

2. 法律制定

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律【水素社会推進法】の概要

背景・法律の概要

- ✓ 2050年カーボンニュートラルに向けて、今後、脱炭素化が難しい分野においてもGXを推進し、エネルギー安定供給・脱炭素・経済成長を同時に実現していくことが課題。 こうした分野におけるGXを進めるためのカギとなるエネルギー・原材料として、安全性を確保しながら、低炭素水素等の活用を促進することが不可欠。
- ✓ このため、国が前面に立って、低炭素水素等の供給・利用を早期に促進するため、基本方針の策定、需給両面の計画認定制度の創設、計画認定を受けた事業者に対する 支援措置や規制の特例措置を講じるとともに、低炭素水素等の供給拡大に向けて、水素等を供給する事業者が取り組むべき判断基準の策定等の措置を講じる。

1. 定義・基本方針・国の責務等

(1)定義

- 「低炭素水素等」:水素等であって、
- ①その製造に伴って排出されるCO2の量が一定の値以下
- ②CO2の排出量の算定に関する国際的な決定に照らして その利用が我が国のCO2の排出量の削減に寄与する 等の経済産業省令で定める要件に該当するもの
- ※「水素等」:水素及びその化合物であって経済産業省令で 定めるもの (アンモニア、合成メタン、合成燃料を想定)

(2) 基本方針の策定

- 低炭素水素等の供給・利用の促進に向けた基本 方針を策定。
- する意義・目標、②GX実現に向けて重点的に実 に向けた取組等を記載。

(3) 国・自治体・事業者の責務

- 主務大臣は、関係行政機関の長に協議した上で、 国は、低炭素水素等の供給・利用の促進に関する**施策**を 総合的かつ効果的に推進する責務を有し、規制の見直し 等の必要な事業環境整備や支援措置を講じる。
- ・基本方針には、①低炭素水素等の供給・利用に関 ・**自治体**は、**国の施策に協力**し、低炭素水素等の供給・ 利用の促進に関する施策を推進する。
- 施すべき内容、③低炭素水素等の自立的な供給・事業者は、安全を確保しつつ、低炭素水素等の供給・利 用の促進に資する設備投資等を積極的に行うよう努める。

2. 計画認定制度の創設

(1)計画の作成

・ 低炭素水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者や、低炭素水素等をエネルギー・ 原材料として利用する事業者が、単独又は共同で計画を作成し、主務大臣に提出。

(2)認定基準

- ・先行的で自立が見込まれるサプライチェーンの創出・拡大に向けて、以下の基準を設定。
- ①計画が、経済的かつ合理的であり、かつ、低炭素水素等の供給・利用に関する我が 国産業の国際競争力の強化に寄与するものであること。
- ②「価格差に着目した支援」「拠点整備支援」を希望する場合は、
 - (i)供給事業者と利用事業者の双方が連名となった共同計画であること。
 - (ii)低炭素水素等の供給が一定期間内に開始され、かつ、一定期間以上継続的に 行われると見込まれること。
 - (iii)利用事業者が、低炭素水素等を利用するための新たな設備投資や事業革新 等を行うことが見込まれること。
- ③ 導管や貯蔵タンク等を整備する港湾、道路等が、港湾計画、道路の事情等の土地の 利用の状況に照らして適切であること。

(3) 認定を受けた事業者に対する措置

①「価格差に着目した支援」「拠点整備支援」

(JOGMEC (独法エネルギー・金属鉱物資源機構) による助成金の交付)

- (i)供給事業者が低炭素水素等を継続的に供給するために必要な資金や、
- (ii)認定事業者の共用設備の整備に充てるための助成金を交付する。
- ② 高圧ガス保安法の特例

認定計画に基づく設備等に対しては、一定期間、都道府県知事に代わり、経済産 業大臣が一元的に保安確保のための許可や検査等を行う。

- ※ 一定期間経過後は、高圧ガス保安法の認定高度保安実施者(事業者による自主保安) に移行可能。
- ③ 港湾法の特例

認定計画に従って行われる港湾法の許可・届出を要する行為(水域の占用、事業 場の新設等)について、許可はあったものとみなし、届出は不要とする。

④ 道路占用の特例

認定計画に従って敷設される導管について道路占用の申請があった場合、一定の 基準に適合するときは、**道路管理者は占用の許可を与えなければならない**こととす

3. 水素等供給事業者の判断基準の策定

- ・経済産業大臣は、低炭素水素等の供給を促進するため、水素等供給事業者(水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者)が取り組むべき基準(判断基準)を定め、 低炭素水素等の供給拡大に向けた事業者の自主的な取組を促す。
- 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、水素等供給事業者に対し指導・助言を行うことができる。また、一定規模以上の水素等供給事業者の取組が著しく不十分である **とき**は、当該事業者に対し**勧告・命令**を行うことができる。

電気・ガス・石油・製造・運輸等の産業分野の低炭素水素等の利用を促進するための制度の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。

二酸化炭素の貯留事業に関する法律【CCS事業法】の概要

背景・法律の概要

- ✓ 2050年カーボンニュートラルに向けて、今後、脱炭素化が難しい分野におけるGXを実現することが課題。こうした分野における化石燃料・原料の利用 後の脱炭素化を進める手段として、CO2を回収して地下に貯留するCCS (Carbon dioxide Capture and Storage) の導入が不可欠。
- ✓ **我が国としては、2030年までに民間事業者がCCS事業を開始するための事業環境を整備**することとしており(GX推進戦略 2023年7月閣議決定)、公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、その事業環境を整備するために必要な**貯留事業等の許可制度等を整備**する。

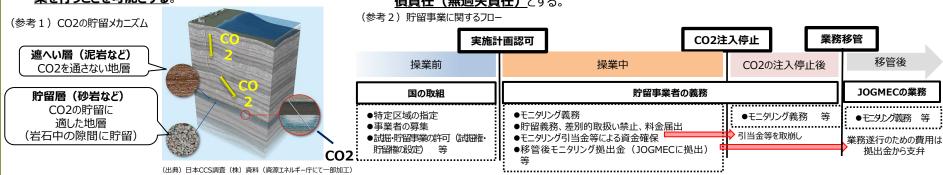
1. 試掘・貯留事業の許可制度の創設、貯留事業に係る事業規制・保安規制の整備

(1) 試掘・貯留事業の許可制度の創設

- ・経済産業大臣は、貯留層が存在する可能性がある区域を「特定区域」として指定※した上で、特定区域において試掘やCO2の貯留事業を行う者を募集し、これらを最も適切に行うことができると認められる者に対して、許可※を与える。
- できると認められる者に対して、許可※を与える。 ※ 海域における特定区域の指定及び貯留事業の許可に当たっては環境大臣に 協議し、その同意を得ることとする。
- 上記の許可を受けた者に、<u>試掘権</u> (貯留層に該当するかどうかを確認するために地層を掘削する権利) や<u>貯留権</u> (貯留層にCO2を貯留する権利) を <u>設定</u>する。CO2の安定的な貯留を確保するための、<u>試掘権・</u> <u>貯留権は「みなし物権」</u>とする。
- <u>鉱業法に基づく採掘権者</u>は、上記の特定区域以外の区域 <u>(鉱区)</u>でも、経済産業大臣の許可を受けて、<u>試掘や貯留事</u> 業を行うことを可能とする。

(2) 貯留事業者に対する規制

- 試掘や貯留事業の具体的な「実施計画」は、経済産業大臣 (※) の認可制とする。
- ※ 海域における貯留事業の場合は、経済産業大臣及び環境大臣
- 貯蔵したCO2の漏えいの有無等を確認するため、貯留層の温度・圧力等のモニタリング義務を課す。
- CO2の注入停止後に行うモニタリング業務等に必要な資金を確保するため、<u>引当金の積立て等</u>を義務付ける。
- 貯留したCO2の挙動が安定しているなどの要件を満たす場合には、モニタリング等の貯留事業場の管理業務をJOGMEC (独法エネルギー・金属鉱物資源機構) に移管することを可能とする。また、移管後のJOGMECの業務に必要な資金を確保するため、貯留事業者に対して拠出金の納付を義務付ける。
- ・正当な理由なく、<u>CO2排出者からの貯留依頼を拒むこと</u>や、<u>特定のCO2排出者を差別的に取扱うこと等を禁止するとともに、料金等の届出義務</u>を課す。
- 技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制を課す。
- 試掘や貯留事業に起因する<u>賠償責任</u>は、被害者救済の観点から、<u>事業者の故意・過失によらない賠</u> <u>償責任(無過失責任)</u>とする。



2. CO2の導管輸送事業に係る事業規制・保安規制の整備

(1) 導管輸送事業の届出制度の創設

- ・CO2を貯留層に貯留することを目的として、CO2を導管で輸送する者は、経済産業大臣に届け出なければならないものとする。
- (2) 導管輸送事業者に対する規制
- ・ 正当な理由なく、 CO2排出者からの輸送依頼を拒むことや、特定のCO2排出者を差別的に取扱うこと等を禁止するとともに、料金等の届出義務を課す。
- 技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制を課す。
- ※海洋汚染防止法におけるCO2の海底下廃棄に係る許可制度は、本法律に一元化した上で、海洋環境の保全の観点から必要な対応について環境大臣が共管する。

消費生活用製品安全法等。の一部を改正する法律の概要

※消費生活用製品安全法(消安法)、ガス事業法(ガス事法)、電気用品安全法(電安法)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法

背景·概要

- 近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大しているところ、 (1)海外事業者がオンラインモールを始めとする取引デジタルプラットフォーム(取引DPF)を利用するなどして国内消費者に直接販売する製品について、製品の
 - (1)海外事業者がオンラインモールを始めとする取引テジタルブラットフォーム(取引DPF)を利用するなとして国内消費者に直接販売する製品について、製品の安全性に(法的)責任を有するべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった課題や、(2)玩具等の子供用の製品について、海外からの製品も含め、安全性が確認できない製品に対する販売規制がない(事故が起きてから対応)といった課題が存在。
- 海外から直接販売される製品の安全確保や子供用の製品による事故の未然防止を通じ、国内消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するため、
 - (1) インターネット取引の拡大への対応、(2) 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応のための措置を講じる。

(1) インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

- ① 海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任)
- 海外事業者が取引DPFを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を 消安法等において届出を行える対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、当該海外事業者に対し、国内における 責任者(国内管理人)の選任を求める。



- ② 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設
- 取引DPFにおいて提供される消費生活用製品について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引DPF提供者に対し、当該製品の出品削除を要請できるなどの措置を講ずる。
- ③ 届出事項の公表制度の創設
- 届出事業者の氏名や特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表する制度を創設する。
- ④ 法令等違反行為者の公表制度の創設
- 法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することができる制度を創設する。

(海外) (国内) 輸入 事業者 事業者 販売者 オンラインモールで注文 消費者 オンラインモール 倉庫に保管 ①倉庫に発送 3配送

オンラインモールを通じた海外事業者による新たかどジネス形能

(2) 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

① 子供用の製品に係る規制の創設

- 子供用特定製品(主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品)について、その製造・輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を求める。
- 上記の義務を履行している旨を示す表示のない製品は販売できないこととする。

② 子供用特定製品の中古品特例

• 子供用特定製品の中古品について、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件に、販売を可能とする特例を講ずる。

※ 液石法については、平成11年改正により改正された同法第100条第6号の規定について、規定の修正を行う。

※ 上記のほか、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)に対する重大製品事故の調査に必要な情報の提供に係る措置(消安法)、届出事項の合理化に係る措置(消安法、ガス事法、電安法、液石法)及び罰則の 構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の消安法の規定の改正その他の所要の規定の整備を行う。

海外で法令違反となった ぬいぐるみ等 (小部品が取れやすく、誤

マグネットセット・ 吸水ボール



